

# 直売所プレオープンに向け 生産者・町民合意の運営を

6月議会の最終日(15日)弁護士報酬などを盛り込んだ補正予算案は賛成7、反対4で、また、直売所(北落)移設にともなつ「せせらぎの里こつら」開設に向けた条例は全員賛成で原案通り可決。官製談合容疑の告発状が受理されたことを受けて、大津地検に対し「厳正な捜査を求める意見書」は賛成7、反対3で可決されました。その内、「せせらぎの里こつら」に関する条例の討論を紹介します。(意見書は裏面)

「せせらぎの里こつら」の設置および管理に関する条例は産業建設文教常任委員会に付託され、10日に審議されました。

私は、日本共産党議員を代表し、賛成討論にあたって、次の意見を述べるものです。

## 困難の原因を

### 正確に認識して

1、粗末な小屋から出発したせせらぎ直売所が、紆余曲折をへながら、今日に至っている陰で、関係者の大変な努力がなされたことに敬意を表するところで、同時に今回北落の施設が金屋に移設・新築されるに当たり、改めて見ておかねばならないのは、山崎前町長が強引に進めた傷跡が未だに困難の要素をつくっていると言つこと。即ち、生産・出荷体制も整わないうち

に土地を購入し、ハコモノ建設優先で進めたために、町民不信をぬぐいきれないまま今日に至っているという認識から出発しなければならぬと考えます。だからこそ、この事業を成功させようとすれば、住民合意を、よりていねいに尊重することを最大限、心寄せることだと思います。

### 運営はどこが担うか?

2、運営主体をだれが担うのか条文の中に明記していないために、第11条(使用料)などで不明確な表現となつてしまつていきます。つまり、日常的に「利用」する直売所組合もこの条文の「利用者」の中に入り、料金を

徴収する対象にするのか、などの疑問や不明確な解釈が生まれてきます。運営を直売所組合に委託することを条文の中に明記するか、あるいは13条の規則への委任規定に入れて矛盾を解消する必要があるものです。

ところが上程された条例の13条に基づく規則が未だ成文化されていません。規則が議会に提出されないことによつて、条例の全体が理解しにくいものとなつたことを率直に指摘しておきたいと思ひます。

かかる事態は条例交付までに組合と協議合意に至り、成文化発表されるとの表明が担当者から確認できたため、速やかに実行されるよう要請しておきます。

### ふさわしい責任者を

3、せせらぎの里こつらの責任者について、本格稼働になる24年12月までと言わずに、できるだけ早く、説得すべきだと思います。その責任者は、

何よりも人望が厚く、公平でしっかりとした人物がのぞまれていると思ひます。

### 成功の4本柱

5、最後に、この事業の成功のためには、私達は、次の4点が重要と考えています。

出荷体制を支える農業支援の強化・・・パイプハウス補助の充実、肥料の補助、機会の補助、価格保障などです。生産者が希望を持って取り組める施策の充実が必要です。

箱もの建設優先の事業を切りかえ、住民の命と健康・福祉を充実すること

利権・不正は許さないと云う行政姿勢を貫くこと

町民の結束を弱める同和特別施策を卒業すること

### 直売所の本筋を

6、経済環境は大変厳しい状況です。堅実なスタートを求めたいと思ひます。

遊具設置などの意見がありませんが、付属施設の充実などではなく、あくまで、新鮮で良質な甲良の産物こそお客のニーズに合致するものです。



## 補正予算の主な内容

(単位千円)

議会・玉木弁護士報酬	
= 濱野前議員の処分異議審査、偽証告発事務	735
総務・舟橋弁護士報酬	
= 土地裁判	1560
個性輝く自治会活動補助(下之郷)	1250
保健センター駐車場舗装工事	8000
道路改良費(尼子)	5586
落雷による西小学校修繕費	4400

## 表決は以下の通り

賛成 = 藤堂一彦、建部、河上、木村、宮崎、丸山光雄、西澤の各議員  
 反対 = 金澤、山田、西川、丸山恵二の各議員

## 甲良民報

2011年6月19日 477号  
 発行責任: 日本共産党甲良町支部  
 連絡: 甲良町在土463(西澤)  
 Tel. Fax 38-4949

日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123  
 メール [siga-koura463@jcp-nobuaki.com](mailto:siga-koura463@jcp-nobuaki.com) ホームページもごらんください

# 官製談合等の 刑事告発

# 厳正で公平・公正な捜査を

去る6月15日、西澤議員が提出者、建部議員、藤堂一彦議員、木村議員、宮崎議員、丸山光雄議員が賛成者となり提出した下記の意見書は賛成7反対3で可決しました(藤堂与三郎議員は議長のため採決に加わらず)。

## 競売入札等妨害罪及び いわゆる官製談合罪に対する 刑事告発について 厳正な捜査を求める意見書

競売等入札妨害(刑法第96条の3第1項、第60条)、入札談合等の排除並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反(同法第8条、刑法第60条)に該当するとして、北川豊昭町長とそれに連携して議員有志、町民有志がそれぞれ提出した(平成23年3月17日付け)告発状が去る4月22日正式に受理された。多くの町民のみならず、心ある方々が捜査の行方を広く注目しています。

いわゆる「官製談合」容疑は物証がないと言われ、客観的な状況証拠があるにもかかわらず、強制捜査が見送られてきた感が否めません。しかし、極めて恣意的な「指名基準」の変

更、予定価格の公表における端数(40万円、30万円)の書き換え、さらには「(最低制限価格の情報は)町長と私(野瀬)と議長と副議長しか、知らんことでした」と録音されたCD(ICレコーダーから複写)など、被告発人でさえ否定できない“物証”とも言える事実が存在します。

これらは、地方自治法100条に基づき甲良町議会に設置された「官製談合疑惑等調査特別委員会」で12回にわたり述べ19人の証人、参考人の証言などから、事実に基づく入札の異常な経緯を明らかにし、関係者の関与について「官製談合を疑うに足りる合理的で十分な事実を突き付けている」と結論付けたものです。



さらに、この官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件があったとされる判決の中で、「関係各証拠によれば次の事実が認められる」として「本件工事は、公表されていた価格が1億7800万円であったから、予定価格が端数が切り捨てられる前の1億7840万円であり、その85パーセントに当たる額が最低制限価格であるとの予測を持つことは非常に困難というべきである」と指摘しました。そして、自社で請け負う能力のない浜野工務店を入札に参加させ落札させるように仕向けたと判示し、「最低制限価格を浜野工務店の関係者 具体的には、代表者の夫である濱野副議長に漏らした官製談合の疑惑が非常に濃厚である」と明快に指摘しています。

上記の状況を受けて、本件に関し刑事司法の正当な発動が強く期待されています。

よって、客観的証拠に基づき、厳正で公平・公正なる捜査を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

大津地方検察庁

「心ある方々が捜査の行方を  
広く注目しています」